給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第２号
岡山県総社市総社1131番地
再生債務者　南　　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月31日から平成23年６月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再ロ）第２７号
大阪府大東市北楠の里町27番２号
再生債務者　伊井　栄文
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月27日から平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１０号
神奈川県鎌倉市津437番地１　206
再生債務者　藤江　　毅
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月25日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月８日から平成23年６月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第７号
川崎市高津区梶ケ谷２丁目６番地３　モア・クレスト梶ヶ谷204
再生債務者　岩本　恵浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月22日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再ロ）第８号
川崎市高津区梶ケ谷２丁目６番地３　モア・クレスト梶ヶ谷204
再生債務者　岩本　順子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月22日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再ロ）第２号
新潟県佐渡市宮川918番地３
再生債務者　加藤　恵子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年５月17日まで
平成23年４月26日　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（再ロ）第５号
熊本県葦北郡芦北町大字芦北2777番地２
再生債務者　村田　秀年
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年５月25日まで
平成23年４月27日　熊本地方裁判所八代支部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２号
三重県松阪市嬉野町1394番地112
再生債務者　坂口　　剛
1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年４月19日付け変更再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年５月17日まで
平成23年４月26日　津地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１３４号
神奈川県川崎市多摩区堰１―２―５―203
再生債務者　河田　孝啓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１３５号
東京都足立区西保木間２―15―21―503
再生債務者　吉岡　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０００４号
茨城県日立市滑川本町４丁目23番21号
再生債務者　松丸　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月26日　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（再ロ）第１号
兵庫県川西市美園町４番24―406号
再生債務者　北村　真弓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月25日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第５号
長野市篠ノ井東福寺699番地７
再生債務者　平林登志男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第３９号
京都府木津川市梅美台７丁目３番地４グリーンハイツ梅美台305号
再生債務者　森山真太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
京都地方裁判所第５民事部再生係

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は、確定給付企業年金法第111条の規定により解散の認可があったものとみなされたので、厚生年金保険法第116条及び確定給付企業年金法施行令第76条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．厚生年金基金の名称　南日本銀行厚生年金基金
2．事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市山下町１番１号
3．設立事業所の名称及び所在地　株式会社南日本銀行　鹿児島県鹿児島市山下町１番１号、南日本銀行健康保険組合　鹿児島県鹿児島市山下町１番１号、南日本銀行職員組合　鹿児島県鹿児島市山下町１番１号、南日本銀行厚生年金基金　鹿児島県鹿児島市山下町１番１号
4．解散の理由及び確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた旨　厚生年金保険法第145条第１項第１号及び確定給付企業年金法第111条第３項による。
5．確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日　平成23年４月１日
平成 23 年５月 11 日
鹿児島県鹿児島市山下町１番１号
南日本銀行厚生年金基金
理事長　安楽　国広

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は、確定給付企業年金法第111条の規定により解散の認可があったものとみなされたので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　安楽　国広
2．住所　鹿児島県鹿児島市星ケ峯３丁目13番３号
平成 23 年５月 11 日
鹿児島県鹿児島市山下町１番１号
南日本銀行厚生年金基金